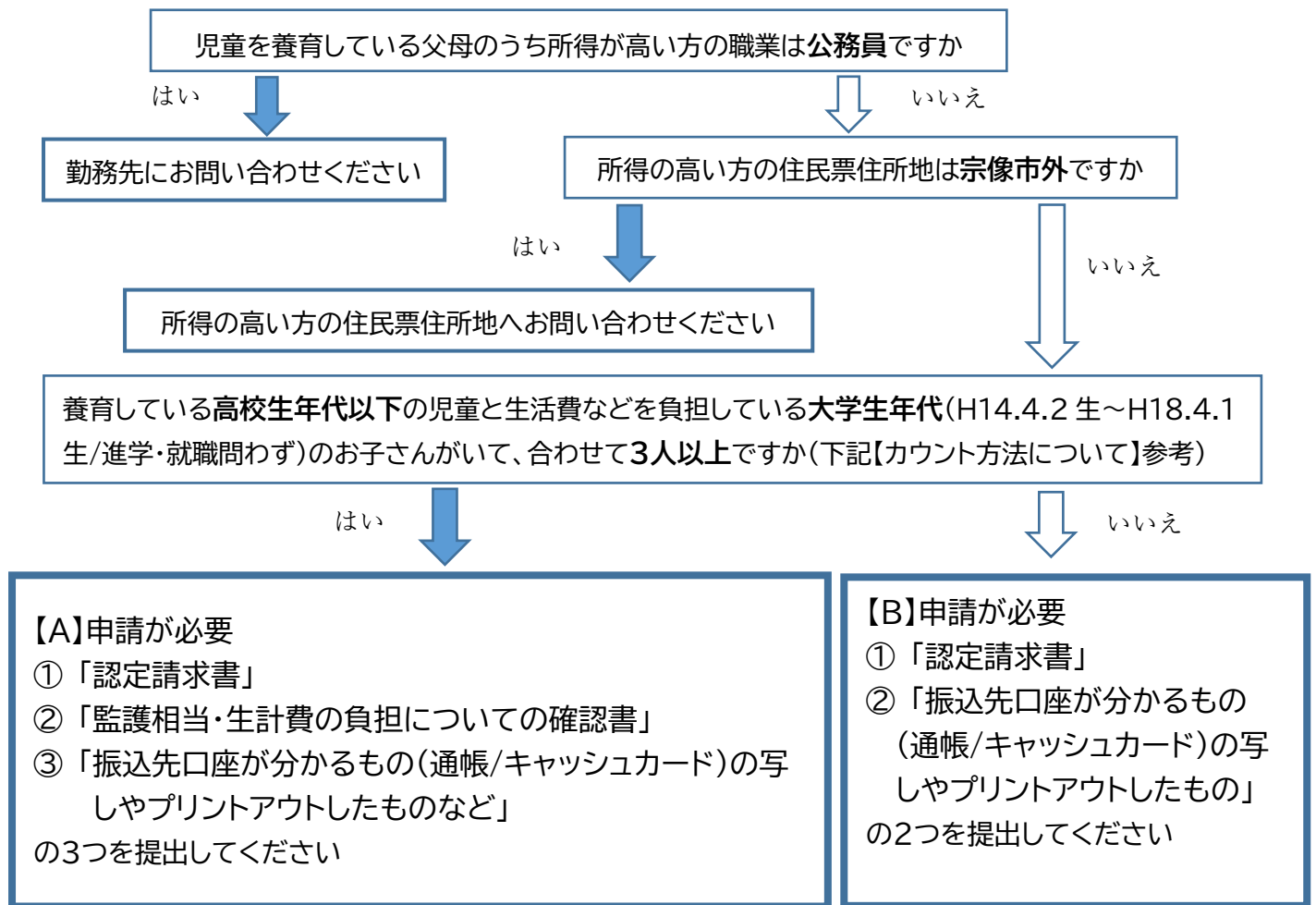


児童手当申請手続き(新規認定請求)

● 申請フローを参考にお手続きをお願いします。



※ 高校生年代以下の児童と別居している方は「別居監護申立書」が必要です。市ホームページからダウンロードしてください。

※ 離婚協議中により所得が高い方と別居しているなど特別な事情がある場合は、宗像市子ども家庭センターへお問い合わせください。

※ 公務員の方の雇用形態により宗像市へ申請が必要な場合があります。勤務先にご確認ください。

【カウント方法について】 第3子以降の児童手当(月額)は 30,000 円になります。



..... 申請期限

令和6年9月30日(月)必着

・郵送での申請にご協力をお願いいたします。

・初回支給予定日は令和6年12月10日です。(申請受付が令和6年10月1日以降の場合、支給が令和7年2月以降となる可能性があります)

裏面もご確認ください(よくある問い合わせ)

よくある問い合わせ

【高校生年代について】

Q1 高校生年代の児童が就職している場合や父母等と別居している場合、児童自身に相当程度の所得がある場合も、児童手当の支給対象となりますか？

A1 児童に就労収入(自ら生計を維持するに足りる所得を得ているような場合を含む。)があったり父母等と別居している場合であっても、父母等が当該児童を監護し、かつ、生計を同じくしている場合には、支給対象児童となります。

Q2 高校生年代の児童が国外へ留学をしている場合は、どうなりますか？

A2 状況を確認いたしますので、宗像市子ども家庭センターへお問い合わせください。

【大学生年代について】

Q3 「生計費の負担をしていること」の解釈について、別居している大学生の子どもへの仕送りは、金銭ではなく食料品、生活必需品などを仕送りしている場合も生計費の負担をしているとして問題ありませんか？

A3 「生計費の負担をしていること」に該当しますので、「監護相当・生計費の負担についての確認書」をご提出ください。

Q4 大学生年代の子どもが就職(もしくは国外へ留学)などで、別居しています。「監護相当・生計費の負担についての確認書」はどうしたらいいですか？

A4 状況を確認しますので、宗像市子ども家庭センターへお問い合わせください。

Q5 監護している大学生年代の子どもが住民票の住所とは別の住所に住んでいます。確認書の住所はどうしたらいいですか？

A5 居住の実態がある住所地を記載してください。(添付書類等は不要です)

【その他】

Q6 ネット銀行の振込を希望します。通帳やキャッシュカードがありません。「振込先が分かるもの」の添付はどうしたらいいですか？

A6 「振込先が分かるもの」の添付は不要です。支店や口座番号の記入に誤りがないかご確認のうえ、ご提出ください。